# 「国民の保護に関する基本指針の一部変更」について

## 概要

○　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）は、政府に対し、国民の保護に関する基本指針の作成を義務付けるとともに、その変更の際には、閣議決定及び国会報告を義務付けている。

○　今般、防災庁設置に伴い、避難住民等（国民保護法第75条第１項に規定する避難住民等をいう。）の救援に関する事務が内閣府から防災庁に移管されることから、国民の保護に関する基本指針の一部変更（担務省庁の修正）を行う。

**（参考）国民の保護に関する基本指針の位置付け**

